

会議録・令和4年9月6日第3回定例会（第2日目）

1. 招集の年月日 令和4年8月25日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 9月6日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 奥 山 幸 洋
 - 2番 松 本 忍
 - 3番 乾 健 郎
 - 5番 阪 井 勇 男
 - 6番 下 井 清 史
 - 7番 江 京 子
 - 8番 田 邊 ひとみ
 - 9番 綿 民 和 子
 - 10番 北 岡 泰
 - 11番 山 内 理
 - 12番 中 井 啓 悟
 - 13番 樋 口 文 隆
 - 14番 高 橋 浩 司
 - 15番 伊 豆 千 夜 子
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松 井 友 吾
議 会 書 記 肥留間 晴 美 西 川 佳 江 稲 浦 満
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 山 口 隆 弘
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

健康あゆみ課長	青 木 大 輔	会計管理者(兼)会計課長	世古口 和 也
産業振興課長	堀	真 建設課長	西 尾 直 伸
上下水道課長	坂 口	昇 斎宮跡・文化観光課長	日 置 加奈子
教 育 課 長	菅 野	亮 こども課長	西 村 正 樹
小学校区編制 推進室長	中 瀬 基 司		

10. 会議録署名議員

2 番 松 本 忍

3 番 乾 健 郎

11. 議事日程

日程第1 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

2番 松本 忍 議員

3番 乾 健 郎 議員

の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（伊豆 千夜子） 日程第2 「一般質問」を行います。

10番 北岡 泰 議員

○議長（伊豆 千夜子） 昨日は6番通告者の江京子議員まで終わっておりますので、本日は7番通告者の北岡泰議員から行います。

質問項目は、「業務継続計画（BCP）の診断及び災害対策の確認」「安心・安全の町づくり」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

（10番 北岡 泰議員 登壇）

○10番（北岡 泰） おはようございます。

議長の登壇のご許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

今期最後の一般質問では、公明党が推進してまいりました「命と暮らしを守る災害対策」について、様々な角度から質問をさせていただきたいと思っております。

8月30日から9月5日まで防災週間でした。一人一人が大災害の時代を生きているとの認識を持ち、防災・減災の主体者であるとの自覚を新たにしなければいけないというふうに考えております。大雨が多く発生するシーズンを迎えております。公明党は「防災・減災を政治、社会の主流に」と訴え、2021年からの政府の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策などを実施し、災害から暮らしを守る取組に力を入れてまいりました。

まずは、「命と暮らしを守る災害対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡泰議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 改めまして、おはようございます。

北岡議員さんのほうからご質問いただきました件につきまして、ご回答をさせていただきます。

平成23年3月に発生しました東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害をもたらし、特に庁舎、職員が被災した市町村においては、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥り、その業務の実施は困難を極めることとなりました。このことは、市町村における業務継続計画の策定の必要性を改めて認識させるものでありました。

明和町におきましても、内閣府が策定した業務継続計画作成ガイドラインに基づき、計画を現在策定しております。今後もこの計画に基づきまして、防災対策を進めていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 申し訳ありません。すり合わせを全くしていなかったのも、町長に迷惑をかけたと思います。

それ以降の質問に入らせていただきます。

東日本大震災より11年、明和町におけるBCP、業務継続計画というふうに短くいうとそうなるんだそうですが、「重要6要素」というのがあるそうでございます。これが満たされているのかどうかの確認をさせていただきたいと思っております。

多くの被災自治体で行政機能が麻痺をしました2011年の東日本大震災を教訓に、業務継続計画（BCP）、英語でBusiness continuity planningというんですか、BCPづくりが各地で加速をいたしまして、既に全国自治体の9割超が策定を終えたものの、実は水の確保など、国が定める「重要6要素」を満たす計画は3割にとどまる。熊本県内全自治体が満たした一方、都道府県レベルでも7府県が未達成であると。災害対応力に大きな差が生じているというふうに報道されております。

この業務継続計画（BCP）は、緊急事態下でも自治体が住民生活を支えられるよう、優先事項や手順などを事前に定める。総務省消防庁の調査によりますと、都道府県は全て策定済み、市区町村も20年6月時点で全体の94.4%に当たる1,644自治体が策定を終えたと。

もっとも中身を精査すると、実効性の高いBCPづくりが進まない実情が浮かび上がってくると。国が必ず定めるべき重要な要素とする6要素の達成状況は、首長不在時の代行順位と職員の参集体制が最も高く、9割を超えている。代替庁舎の特定、優先業務の整理が8割台で続く。ただ、多様な通信手段の確保、データのバックアップとなると7割台に低下。電気、水、食料の確保は4割と最も低かったとされております。人材やノウハウ不足が背景にあるものの、過去の災害では未策定だったゆえ、対応に支障を来した事例もございます。

その内容で、中部圏の取組記事では、東海4県のBCP策定率は高水準であり、市町村でBCPを策定する自治体の割合は2020年6月時点で99%に達した。職員の参集体制や水、食料、燃料の確保など国が定める「重要6要素」を採用した計画は51%と、全国平均を20ポイント上回った。

政府の地震調査委員会は1月、南海トラフ巨大地震が40年以内に90%程度の確率で起こると発表し、発生した場合、一定の被害が出ることは避けられず、被害を最小限に抑える減災の考え方が重要である。その際、司令塔となるべき行政機能をどれだけ維持できるかで、救援活動や復旧に大きな差が出ると報道されております。

一方、規模の小さい自治体では、このBCPに重要6要素を取り込んだ比率を示す充足率が低いところもある。三重県全体では、策定率は96.6%ですが、「重要6要素」を満たす市町村の割合は37.9%とも言われております。

明和町における業務継続計画（BCP）「重要6要素」は満たされているのか、それぞれの項目につきまして、詳細をお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問が終わりました。

答弁願います。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） ご質問いただきました業務継続計画に定める重要

6要素でございますが、1つ目の首長不在時の明確な代行順位及び職員参集体制の中の代行順位につきましては、第1順位を副町長、第2順位を教育長、第3順位を課長級の事務職員であって職務の級の高い者、第4順位を職務の級の同じ者については事務職員としての在職期間の長い者などと定めております。

また、職員の参集体制につきましては、地震・津波災害時の状況に応じた配備体制や動員計画、職員の参集基準や参集予測を定めております。

2つ目の本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定につきましては、明和町役場庁舎が損壊し、災害対策本部の設置が不能となった場合は代替施設として明和町総合体育館に災害対策本部を設置し、いずれの施設も使用不能な場合は、災害対策本部が設置可能な町有施設を代替庁舎とするよう定めております。

3つ目の電気、水、食料等の確保の中の電気の確保につきましては、停電時に役場庁舎の非常用発電設備を稼働させ、最低限度必要な電力を確保するとともに、災害協定に基づき、発電設備の燃料の確保に努める旨定めております。また、水、食料等の確保につきましては、町職員、消防団員、消防署員の想定参集人数を基に、それぞれ2日分の備蓄をすることとなっております。

4つ目の災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保につきましては、まず、外部との通信手段では、三重県防災通信ネットワークや災害時有線電話により、三重県や県内市町、その他関係機関との連絡手段を確保する旨を定めております。

5つ目の重要な行政データのバックアップにつきましては、行政データを遠隔地のデータセンターへ毎日退避保管を行うこととなっており、災害時に備えたデータ保全のための体制について定めております。

6つ目の非常時優先業務の整理につきましては、発災後から1か月以内に着手すべき業務を対象にし、その中で緊急度や重要度の高い業務を優先し、適宜

着手を進める内容で整理をさせていただいております。

以上6要素を計画に定めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 一応6要素というものは満たされておりますよと、ここまですべてやっていますよというお話をさせていただきました。

問題なのは、水、電気、食料の確保が各避難所末端まできちんとできているかどうかということだというふうに思っております。大体、首長不在、また代替庁舎、これはもう僕が推進して、何とか総合体育館でひとつ代替庁舎を考えていただきましたけれども、あと、業務の整理やデータのバックアップ、こちら辺も国と呼吸を合わせながらしっかりやっていただければなと思いますが、1つは多様な通信手段の確保、もう一つが電気、水、食料の確保と、この2点だというふうに思います。

多様な通信手段の確保につきましては、今回、上下水道課のほうで事故がありました。通信一部が事故があつて、全くデータが入ってこなかったと、これも1つのBCPの戦略の中に入ってくるというふうに思うので、県と大きな災害があったときの県やいろんなやり取りという、そういう通信手段だけではなくて、今回そういう問題点が出てきましたので、そういう自分たちの普段の業務のBCPのいろんな戦略を組んでいただければなというふうに思っております。

もう一つが先ほど言いました電気、水、食料の確保で、これは各避難所等きちっと整理ができているんだというふうに期待はいたしますが、どこまでできているのか、実際に津波等が発生した場合は、対応力というのはどのぐらいあるのかというのが私自身はまだ分かりませんので、しっかりと行政の中で検討していただいて、100%これらが達成できていると自信を持って答えていただけるような状態にあるか。ここの部分を再度確認をしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それぞれの避難所に対しまして、食料、水等の確保については、一応2日分を確保するように備蓄の確保を進めております。今、課題とおっしゃいますのは、避難所別に避難所を開設して運営していくマニュアルの整備について、今課題として考えておりますので、そのあたりをしっかりと進めていかなければならないと考えております。

その中で、それぞれの地域で、そういうリーダーの育成も必要であると考えておりますので、そのあたりを今後強化していかなければならないというふうに考えさせていただいております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 各避難所の様々に課題はあると思うんですけれども、電気というと発電機になってくると思うんですけれども、どうやって燃料を確保していくのかということまで、細かいところまできちんと策定をしていただけるような状況に持って行っていただきたいと要望させていただきます。

2点目、明和町内における中小企業版業務継続計画BCPの推進状況を確認させていただきたいと思っております。

独立行政法人中小企業基盤整備機構では、自然災害の発生時や感染症にも事業を継続できる力を強化するため、「事業継続力強化計画」策定を推進しております。

明和町の地域防災計画（風水害対策編）第4章、災害復旧計画の第3節、中小企業等復旧対策にはこのBCP計画策定は記述がなく、明和町の地域防災計画（震災対策編）第6章、南海トラフ地震防災対策推進計画では、町内の事業所が実施する対策として、この企業BCPが記入をされております。計画記入だけでなくどのように推進してみえるのか、明和町内の事業数、BCPの計画策定状況などをお示し願いたいというふうに思います。

また、これまでも町内事業者の皆様は、雇用の創出、納税等地域発展の礎となっていておられます。BCPの中で災害対応など事業所移転計画等がなされていないのか、現在明和町が進めている公共施設跡地利活用計画や新規事業者用の土地整備事業などは、十分な地域の事業者の皆様方の意見聴取を行って進めているのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 北岡議員が申されましたように、明和町防災計画、それから震災対策編には、町内事業所が実施する対策として、企業BCPの記述がございます。その推進につきましては、これまで県やみえ防災・減災センターが主体的となって取組を進めてまいりました。また、明和町商工会では、中小企業庁の事業継続力強化計画認定制度を利用して、防災・減災計画の策定に取り組む事業所を支援してまいりました。

これらの状況下におきまして、従業員が15人以上の事業所60か所を対象に、BCPの策定状況について調査をさせていただきましたところ、約3割の事業所が策定済みでございました。また、事業継続力強化計画認定制度の認定を受けた事業所が18か所ございました。町としましても、BCP策定の必要性の周知啓発と策定時の支援について、さらなる取組が必要であると考えております。今後、事業所訪問の際に、BCPの作成に向けたチラシ等の配布による啓発や商工会と連携したBCP策定支援の取組を推進してまいりたいと考えております。

それと、策定済みの事業所のBCPの中で、事業所移転計画の記載があるかというところまでは把握ができておりません。また、公共施設跡地利用の考えや明星地域の事業所用地造成事業の土地における意見聴取につきましては、現在のところ、企業BCPの中での移転計画は聞いておりません。

今後、移転できる土地を求められる企業等があれば、修正小学校以外の今後統合していく小学校の跡地や明星地域の事業所用地造成事業の土地を紹介してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひこの部分は、今のところ明和町で3割ぐらいということで、もっと推進をしていただきたいというふうに思います。風水害については、ある程度想定ができているとは思いますが、明和町には1級河川がございませんので、大変な氾濫というのはないのではないかとこのふうには思うんですが、津波というのは、一度来たときに大変な状況になると、そういうことで、事業者さんの一部で、もし津波が来て堤防が切れて災害になったときに、すぐに次に事業計画を打っていかないかん。移転を考えやないかんということで、それまでに過去に斎宮の北野地区にあった事業所さんはそういう津波が来るのではないかとこのことで、統合も踏まえて他町に移転をしてみましたけれども、せっかく明和町に事業所を構えて、しっかりと今まで明和町の発展のために礎になっていただいた事業者さんの皆さん方でございますので、逆に行政のほうから、どんなふうに見えてみえますかというのはしっかりと意見聴取をする。また、皆さん方のためにどうやったら今回の土地が活用してもらえるかご意見をいただけませんかというぐらいを自分たちのほうから出前講座みたいな形でしっかりとお話をしていく、僕はこれが大事やないかなというふうに思います。

新しい事業所の造成計画というのはすごい資本投下をしていきますので、採算とかいろんなことを考えやないかんのでしょうけれども、公共用地の跡地利用というのは、もうベースは基本的にはゼロなんです。ですから、無償で使っていただきましょうという話でもいいと思うんです。そこら辺ぐらい腹を決めて、地域の事業者さん、企業を守っていくんだというぐらいの決意が僕は必要なんじゃないかなと、そういうふうに思うわけでございますので、ぜひ行政の皆さん方、内部でしっかりと検討していただいて、よそのほうから企業を呼びたいなど、それも必要かもしれませんけれども、そういう部分でのしっかりとした手だてを打っていただきたいなど要望しておきます。

次に行きます。

明和町内における、今度は農業版の業務継続計画（BCP）の推進状況というのを確認したいというふうに思います。

東日本大震災で津波に見舞われた岩手、宮城、福島各県の沿岸部では、多くの農地が瓦礫に覆われるとともに、流入した海水による塩害の発生で耕作できない状況が続いているため、土壌改良のほか、塩害に強い菜の花を栽培しながら復旧に向けた取組が行われていると聞いております。

徳島県は、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震に備え、津波発生から営農再開までに県や関係団体が取り組むべき業務内容や、その優先度を示した農業版業務継続計画、これをもう本当に早く、2013年6月にまとめたというふうに伺っております。徳島県内4つの農業支援センターを中心に、市町村、JA、土地改良区などの農業団体などと連携し対策検討会を設け、農業版BCPの策定を全国に先駆けて進めた。

この徳島県農業版BCPでは、被災後の優先業務として、人命に関わる二次災害防止工事や応急排水ポンプの手配などを規定し、情報収集に当たっては、位置情報付きの画像データの利用やトリアージ（緊急度判定）を行うことで、対応の迅速化を図るとしています。

また、被災後1週間前後から取り組む業務として、除塩作業や施設の復旧工事を位置づけ、早期の営農復帰につなげるための事前準備として、今後、各農地の排水機場の設計図の電子データ化や、簡易な農地設計書の作成に取り組むとしております。さらに、施設の主な管理者である土地改良区ごとに個別BCPの策定を支援するマニュアル、また、ブランド産地の早期の営農再開を支援するマニュアルを整備するなど、きめ細やかな対策を講じています。

現在、各自治体では、行政サービスや基幹業務等を継続して実施するための業務継続計画策定の推進、見直しに取り組まれておりますが、農業分野においても、想定される被災農地の速やかな復旧と円滑な営農再開につながる体制整備や対策を事前に計画することが強く求められている課題であるというふうに

報道されています。

明和町地域防災計画（風水害対策編）第4章、災害復旧計画の第4節、農林漁業復旧対策には、BCP計画策定は記述がなく、特に農業を基幹産業とした明和町においては、東日本大震災の教訓を生かした徳島県の取組の事例を参考にいただき、危機管理の視点に立った計画策定を求めたいと思います。

また、現状、三重県の取組もお示しをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 農業版BCPについてお答えさせていただきたいと思います。農業版BCPにつきましては、これまで三重県農林水産部が主体となって計画を進めてまいりました。三重県農業版BCPにおいては、徳島県と同様に南海トラフ地震に備え、特に津波被害からの復興を最重要課題と捉え、被災農地及び農業用施設の速やかな復興と円滑な営農再開につながる体制整備についての対策を目標といたしまして、平成28年3月に策定してあります。

明和町におきましても、平成28年3月に三重県により設立されました「土地改良施設BCP協議会」に参画をさせていただき、検討を進めてまいりました。地震や豪雨に備え、被災農地や農業用施設への影響を最小限にとどめるとともにその役割を継続することを目的といたしまして、令和4年3月に「明和町土地改良施設の業務継続計画」を策定させていただいております。

本計画におきましては、排水機場とため池を対象施設としております。農業用排水路、用水路につきましては、土地改良区の所管の施設となってまいります。今後、BCPの策定について土地改良区、関係機関と働きかけをしていきたいと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 先ほど質問をいたしました中小企業版のBCP、この推進

と同様に、各農業従事者の皆様においても、農業版BCPが必要と思われますが、町内農業事業者への周知及び策定状況、お分かりになっておりましたら、お示し願いたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 町内の農業者におきまして農業版BCPの策定ということでご質問いただいたと思います。

農業版BCPにつきましては、県によりますと、三重県では2年前から推進をさせていただいております。県内でBCP策定のモデル事業が実施され、幾つかの農家さんでモデル的に策定された経過がございます。また、昨年、BCP策定推進のための講習会が行われたということで、まだようやく推進が始まったというような状況だと確認しております。

町内の幾つかの農家さんにつきましても確認をさせていただいたところ、農業版BCPの策定について、セーフティーネットの加入、発電機の準備等の個別のリスクに対する準備は進めていますが、BCPまでということになるとなかなか難しいような状況でございます。

国のホームページを見させていただきますと、農業者さんがBCP策定がしやすいように、簡易版の作成ツールや推進のチラシが掲載されております。町といたしましても、このようなツールを農業者さんにご案内させていただきまして、いろんな機会をとらまえ、計画の策定の推進に努めていきたいと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問、北岡議員。

○10番（北岡 泰） それはこういうものでございます。これは講習用ということで、田畑の方々にBCPを作りましょうねというものがあるそうですので、ぜひこういうものを簡易型で非常に便利な誰でもチェックができるようなものになっておりますので、しっかりと推進をしていただければなというふうに思っております。

次に行きます。

個人の避難行動計画マイ・タイムラインの作成の推進状況についてお伺いたします。

台風や大雨に備え、逃げ遅れゼロを目指し、個人の避難行動計画を時系列で決めておくマイ・タイムラインの作成を後押しする自治体が増えています。

2015年9月の関東・東北豪雨災害を教訓に、国土交通省などが「逃げ遅れゼロ」を目標に作成を推奨、災害時はまず自らの身を守る自助が最も重要になることから、普及に力を入れるべきであると考えます。

明和町におけるマイ・タイムラインの普及状況と行政の取組や課題をお伺いしたいと思います。

1つが、資料2の、これは常総市とつくばみらい市というところが共同宣言を発出しております。

逃げ遅れゼロに向けた地域の絆の強化、優先度合いに応じた個別避難計画の作成支援、我が事として災害に備えるみんなでマイ・タイムラインづくりということで、こういう自治体が自分たちで共同宣言、これは2つの市が協働してやろうということを進めておるようでございますが、こういう宣言をして、しっかりと取り組むということになっておるそうです。

次をめぐってください。

その中で、細かい課題を一つ一つ丁寧に上げて、これについて取り組んでいくという状況になっておるようでございますので、ぜひ状況説明をお願いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） マイ・タイムラインとは、台風や大雨等の風水害の発生に備えて、自分自身や家族の防災活動を時系列で整理し、あらかじめ決めておく計画でございます。いつ誰が何をすることが明確になっていることで、いざというときに落ち着いて安全に避難行動を取ることができるため、町としても避難行動のサポートツールとして非常に重要なものと認識をしております。

現在、町民の皆様、どれだけ普及しているかまでは把握ができていない状況でございますが、その活用について積極的に推奨していくべきと考えております。

町の取組といたしましては、現在、町のホームページにおいて、マイ・タイムラインの様式と記入例を掲載をしております。今後、より一層普及促進するためにも、SNS、自治会回覧等で周知啓発に努めるとともに、コロナ禍が落ち着いた後に開催を予定しております防災懇談会のテーマとしても取り上げ、マイ・タイムラインの作成も推進をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、課題としましては、マイ・タイムラインが自然現象に対する想定であることから、あくまで行動の目安として認識していただく必要があるということでございます。また、作成するに当たっては、ハザードマップや避難情報などを十分に理解していただいている必要があります。マイ・タイムラインを地域で広めるため、その役割を担うリーダーの育成も必要であるというふうに考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひしっかり取り組んでいただきたいというふうをお願いいたします。

次に行きます。

5点目、高齢者ら災害弱者対象の個別避難計画の作成状況と要配慮者利用施設における避難行動計画と訓練実施の状況を確認したいと思います。

自力での避難が難しい障がい者や高齢者ら災害弱者を対象に、各人の個別避難計画を作成する自治体が増加、私ども公明党の推進で2021年5月に施行されました改正災害対策基本法は、同計画の作成を自治体の義務とし、作成済み、一部作成済みを合わせた自治体は、現在7割に上っています。

また、市町村の地域防災計画に定められている学校や福祉施設などの要配慮者利用施設の中には、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地しているところがあり、こうした施設に対し、17年6月から避難計画の作成と訓練実施が義務づけられています。

次、お願いします。

明和町内における高齢者ら災害弱者対象の個別避難計画の作成状況と要配慮者利用施設における避難行動計画と訓練実施状況等の現状と課題をお示しをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 明和町では、高齢者や障がい者など自力で避難が困難な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成しております。この名簿は、本人の同意を得た方については、自治会や民生委員等、避難支援に関係する方へ提供しており、地域の支え合いによる避難支援の仕組みづくりを進めています。

ご質問のありました現在の当町の個別避難計画の策定状況は、一部策定済みとなっております。一部とは、医療的ケアが必要な障がい児に対して策定をしております。今後、優先度の高い高齢者や障がい者等の支援を円滑に進めるために、福祉専門職である介護支援専門員や計画相談員等と連携し、個別避難計画の策定を進めていきたいと考えております。

要配慮者利用施設における避難行動計画と訓練実施状況につきましては、町内の浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地している24の学校や福祉施設は全て避難行動計画を策定しており、避難訓練も年1回から3回ほど実施していると聞いております。

今後も協議や実地調査の機会を通じて、訓練等を継続して実施していただくようお願いをしていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 次の内閣府の資料に行ってください。

これは内閣府からいただいた資料なのですが、個別避難計画を作ってよかったなという地域の声を挙げていただいております。

障がい者と顔見知りになって、道で会ったときに挨拶や会話ができるようになった、これまであまり自治会の活動に参加しなかった地域住民が参加するようになった、実効性のある計画を作成でき、避難計画を通じて自分たちにも支援が可能であることを実感できた、共助の下地が確かに築かれつつある手応えを感じている、事前に地域で計画を策定することで平時からの見守りにつながる、災害時に支援する内容や避難所で気をつけることが事前に分かり、要支援者も支援者も安心ができるというふうなお声でございました。

こういうふうな形につながっていくように、しっかりとした取組をこれからも推進をしていただきたいと要望しておきますので、よろしく願いいたします。

次に、避難者の生活再建を後押しする災害ケースマネジメントの配置を求めたいと思います。

大災害に直面した被災者が抱える住まいや生活、就労などをめぐる複合的な悩みに対して、弁護士や建築士などとも連携して、伴走型で生活再建を後押しする災害ケースマネジメントが注目を集めております。公明党の提案を受け、政府は普及に向けて、先進自治体の好事例集を取りまとめているようでございます。

2016年10月の最大震度6弱、鳥取中部地震が発生し、死者は出なかったものの、住宅被害は県内約1万5,000棟に及び、その98%は屋根瓦が落ちるなどの一部損傷だった。

鳥取県は2018年3月、全国で初めてこの災害ケースマネジメントの手法による被災者支援を条例に位置づけ、翌4月から積極的な訪問調査で困り事をあぶり出し、解決につなげていく攻めの支援を開始し、対象となった151世帯の9

割以上で生活再建が軌道に乗ったとのことでございます。この取組から約4年がたち、全国の地方自治体にも広がり始めております。

最近の事例では、佐賀県大町町が2021年8月の大雨を契機に、関係者による連携会議を初めとした被災者支援の体制が構築されたことを踏まえ、早期の段階から町の専門部署、地域おこし協力隊を活用をして、この方々が中心となってNPO等とも連携しながら、戸別訪問や見守り相談等を行った事例が紹介をされております。

明和町における被災者の生活再建を後押しする災害ケースマネジメント、この配置を求めていると思いますが、執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

また、併せまして、明和町の地域防災計画（風水害対策編）の第4章、災害復旧計画の第5節、被災者の生活確保計画において、生業資金等の貸付けがあり、その限度額が3万円と書かれております。1桁違うのではないかなというふうに私は考えてしまうのですが、この金額の見直しを求めたいと思います。

答弁よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） ご質問いただきました災害ケースマネジメントにつきましては、2022年に行われた内閣府のアンケート調査の中で、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じて専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントをする取組というふうな説明がされております。

北岡議員が取り上げてみえる鳥取県の条例では、県及び市町村は相互に連携し、必要に応じて個々の避難者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとするというふうに記述されております。

近年、災害ケースマネジメントの取組が注目されるようになったのは、生活

再建のための支援が必要な全ての被災者に行き届かず、被災者の個別の事情を踏まえた細やかな支援が必要であることが指摘されるようになったことにより、全国で共通した取組が広がっていくことが求められているというふうに思われます。

明和町の地域防災計画では、避難者、被災者の健康管理、生活支援、防疫対策に関することは住民ほけん課と健康あゆみ課により、医療・救護・福祉班で対応することとなっておりますけれども、生活支援の具体的な方法については言及されておりません。明和町におきましても災害ケースマネジメントの手法による取組が重要になってくるのではないかというふうに思っております。県にも相談しながら研究をしていければというふうに思っております。

また、生活確保計画における生業資金等の貸付けのことでございますが、この記述につきましては、災害救助法に規定されている生業に必要な資金、器具、または資料の給与または貸与に基づくものでございます。災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第8条で、生業に必要な資金の貸与について言及をされておりまして、貸与できる額は1件当たり3万円以内とすると定められております。

条件としましては、住宅が全壊などし、災害のために生業の手段を失った世帯であること、生業を営むのに必要な機械等の購入のためのものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のあるものに対して貸与するというふうに記述されております。このような条件が示されているわけでございますけれども、そういう割には、確かに議員がご指摘されておりますとおり少額でございます。県や国が定めていることでございますので、そうではありますけれども、ご理解いただければというふうに思います。

なお、こちらの貸付けとは別に、日本政策金融公庫の災害復旧貸付などや低所得者の方であれば生活福祉資金といったものがございますので、実際の相談に当たっては、こちらのほうもご活用いただけるようにご案内させていただくことになろうかというふうに思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 生業資金というんですか、3万円というのは、幾ら国の基準の数値があるといったって、普通に考えたらあり得ない数字ですよ。今回のコロナでも、まずは10万円でしょう。ちょっと生活困っている人は30万円まで無償で社会福祉協議会から貸出ししていますやんか。3万円ですよ。そんなもん何の役にも立ちませんよ。しっかりと計画、自分たちが立てた計画なんだから、自分たちの町の方に、国がどう決めようと、自分たちの町の人たちをどうしていくんだという考え方に立ったら、こんな数字は平気な顔をして書けませんよ。きちっと検討して、そこら辺の課題を克服していただきたいと要望しておきます。

いつまでもやっておってもあきませんので、次に行きます。

安心・安全のまちづくりを確認をしたいと思います。

1点目、高齢者補聴器購入費助成事業の取組を求めたいと思います。

国勢調査において、2015年10月における日本の人口は、初めて減少いたしました。これは、1920年の調査開始以来初めてのことだと言われております。このうち65歳以上の占める割合は26.6%と初めて4分の1を超えました。内閣府の高齢社会白書によると、今後の人口推移について、総人口は2050年には1億人を切り、2060年には9,000万人を割ると言われております。65歳以上の人口は、2040年がピークで3,868万人で36.1%を占め、その後は徐々に減る傾向にはありますが、その比率は増加し続け、2060年で39.9%と4割に迫る勢いがあります。それに伴い、難聴者の比率も伸びていくというふうに言われております。

私ども公明党は、7月の参議院選挙のマニフェストで、難聴の高齢者が補聴器を使える体制整備への支援を掲げました。2015年に厚生労働省が新オレンジプランに明記したとおり、難聴が認知機能低下のリスクの1つとされ、補聴器

の装用が認知機能の低下を防ぐ可能性が指摘をされています。

フランスの25年にわたる縦断的検討でも、補聴器を装用しない難聴者は、正常聴力者に比べ有意に認知機能低下が進行するのに対して、補聴器を装用している難聴者は、進行が抑えられていることが報告されています。

全国の自治体でも、高齢者補聴器購入費助成事業が取り組まれておりますが、明和町の高齢難聴者の現状と助成事業に対する課題を伺いたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 高齢難聴者の現状ですが、中等度の難聴者につきましては、身体障害者手帳の交付対象とされていないため、数は把握しておりません。ただ、難聴を含む聴覚障害による65歳以上の身体障害者手帳の新規交付と再交付申請者数は、合わせて令和元年度で4人、令和2年度で5人、令和3年度で6人でした。現在、障害者総合支援法に定める補装具費支給制度におきましては、聴覚障害6級以上、これは両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方、具体的に言うと40センチ以上の距離で発生された会話が理解し得ないとして身体障害者手帳を交付された方が対象となっており、WHOが補聴器の利用を推奨しておる41デシベル以上の中等度難聴の方は助成対象とはなっておりません。

全国的には、東京都や愛知県などの自治体で助成を行っていることは知っておりますが、手帳を所持していない方の助成については、難聴を含め老化に伴う身体機能の低下に対応した社会生活上の支援を行うことの効果を見極めながら検討していく必要があると考えております。

そうしたところから、国や県のほうで補助ができないかとの要望を町村会を通じてさせていただいているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 厚生労働省が2020年度に行った調査によりますと、難聴の

高齢者向けに補聴器の購入助成を行っている自治体は全体の3.8%、約66自治体という、少ないというのは聞いております。一方、実施していない自治体からは、財源確保が難しいといった回答が寄せられておる。今、課長さんが言われたとおりの数字だというふうには思うんですが。

ここで、神奈川県相模原市というところが自治体における介護予防などの取組を幅広く支援する国の保険者機能強化推進交付金というのがあるそうです。これを活用して財源を確保、介護予防事業と連動する形で、7月から住民非課税世帯の65歳以上の市民を対象に、2万円を上限に補聴器の購入費助成を行っているというふうに言われています。この保険者機能強化推進交付金というのが活用できるということでこの市は取組をしておりますが、その部分の活用等検討されたことはございませんか。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 議員言われました保険者機能強化推進交付金につきましては、いまだちょっと検討しておりませんので、これからちょっと検討させていただきたいと思えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひ検討をよろしくお願いします。

身近なところでは、三重県の朝日町、ここが高齢者の補聴器の助成を行っております。こういうチラシがホームページで上げられておりまして、朝日町高齢者補聴器購入費助成事業についてということで、きちんとした医療機関を通じて調査をし、そして補聴器も選定をしていただければ、補聴器に助成をしましょうということで、片耳の場合は1万2,000円、両耳の場合は2万2,000円を上限として助成しますというふうな形になっております。三重県内でもこういうふうにしっかりと進めている町がございますので、明和町もしっかり取り組んでいただきたいと要望しておきますので、よろしく願いいたします。

次に行きます。

公共施設における男性トイレにサニタリーボックス設置を求めたいと思います。これに関しては、高橋議員が先に質問をされておりますので、僕はちょっと聞きたいことだけ確認をしたいと思います。

資料5のがん対策という厚生労働省の資料を。

このがんというのは、男性の中では前立腺がん、そして膀胱がん、こういう方々が手術をした後、パッドをせないかんということが多くて、前立腺がんなんかは後の予後というのが非常に順調に行くそうで、後はおトイレの筋肉が何か傷んでしまいますので、そのコントロールの訓練をするということによって、1年ないし、うまくいく人は半年ぐらいでコントロールできるそうなんです。そこら辺の部分でしっかりとトイレにサニタリーボックスが欲しいなと、その間、どんなところでもあればいいなというふうな思いで、私も質問をさせていただこうと思っておるんですが、この前立腺がん及び膀胱がんの罹患者数というのを分かる範囲で、大体どのぐらい常時明和町では罹患者があるのかというのを教えていただきたいのと同時に、資料の埼玉県のほうで、サニタリーボックス、全市町にこういうものがありますよというので設置を推進をしたときのことで、男性トイレでも幾つかのブースがあったら、ここにはありますよという、今は明和町は文章だけだそうなんです。ちょっとマークも考えていただいて、分かりやすいように表示をしていただければなというふうに思いますし、高橋議員言われておりましたように、地域の商店やいろんな施設にこのマークを普及していただいて、サニタリーボックス、男性用のもありますよというふうにしていただければなというふうに思うと同時に、いちいちこの袋を持って移動していただいている方も、患者さんですからあるとは思いますが、ちゃんと予備の袋もそこに一緒に設置をしていただいて、袋も交換がいつでもできるように対応を取っていただければと思うんですが、この点について確認をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 現在、町のほうで把握ができますががん患者の患者数でございますけれども、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の加入者でカルテの保存期間の5年間の患者数でお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

5年間の前立腺がん、膀胱がんの年間の平均の患者数でございますが、前立腺がんにつきましては108人、膀胱がんにつきましては72人でございます。サニタリーボックスにつきましては、現在、町の公共施設については、中に入れて箱が設置しているような状況になっておりまして、外には表示がしていないような状況になっておりますので、そのあたりのマークをどう表記するのかとか、また町内への周知等については、今後検討させていただきたいと思います。

また、袋についても、箱を用意して、その箱に袋を設置しているような状況でございますので、そのあたりの袋を外に配備するという配慮のほうもやっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひ推進をよろしくお願いたします。

次に行きます。

民間賃貸住宅へ単身高齢者の入居契約を行いやすくする孤独死保険の助成事業を求めたいと思います。

名古屋市では、独り暮らしの高齢者が借りやすい民間賃貸住宅を増やすために、大家が加入する孤独死保険の保険料を今年度から肩代わりすると報道されました。住人が居室で一人で亡くなると、遺体や遺品の片付けが必要となり、入居者も集めにくくなるため、単身高齢者との契約に慎重になりやすいと言われており、こうした費用や損失を補うためでございます。

日本賃貸住宅管理協会が会員向けに案内する孤独死保険は、支払限度額が100万円、保険期間12か月の場合、1戸当たり保険は年2,520円が目安とのこと

でございます。また、高齢者や障がい者などの入居を拒まない大家が宣言する国の制度セーフティーネット住宅に登録している物件が保険の対象となるそうです。

我が国では、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が今後も増加する見込みですが、この住宅セーフティーネットの根幹である公営住宅については、大幅な増加が見込めない状況にあります。一方で、民間の空き家、空き室は増加していることから、これらを活用した住宅セーフティーネット制度が2017年10月からスタートをいたしました。

この住宅セーフティーネット制度は、以下の3つの大きな柱から成り立っているそうです。

1つ目が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、2、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、3、住宅確保要配慮者に対する居住支援でございます。

明和町におけるセーフティーネット住宅の登録件数及び推進状況と孤独死保険に対する考え方を問うとともに、町内公営住宅に対するこの保険導入というのはできるのかどうか、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） まず、明和町におけるセーフティーネット住宅の登録件数は45棟254戸となっております。この制度につきましては、賃貸住宅の賃貸人が都道府県等にその賃貸住宅を登録し、都道府県等ではその登録された住宅の情報を住宅確保要配慮者の方々に広く提供しております。また、推進状況ですが、三重県では、住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給及び円滑な入居の促進に関する施策を総合的に推進することとしております。

次に、孤独死保険に対する考え方につきましてお答えいたします。

孤独死保険とは、原状回復費用、遺品整理費用、死亡事故発生後の一定期間の空室分家賃や値引き期間の差額家賃の補償が受けられるといったものが中心

となっております。県外では、民間賃貸住宅のセーフティーネット住宅登録の増加を図るため、孤独死保険や家賃債務保証料の一部を補助する自治体もありますが、三重県では、令和3年度に大手不動産業者からの登録申請があったことにより、それまでの400戸から1万7,619戸と大幅に登録戸数が増加されました。また、県内では孤独死保険料等に対する補助を行っている市町はなく、明和町では他市町の動向を見ながら、今後の検討課題としていく考えです。

最後に、公営住宅への保険導入の考え方につきましては、現在のところ導入は不要と考えております。その理由としましては、公営向けの保険商品の有無や導入事例は不明ではありますが、まず、孤独死による損害は、ほぼ当該住戸内で収まること、発生頻度が低いと考えられること、公営住宅では民間賃貸住宅のように事故物件に対する家賃引下げといった圧力がかからないためでございます。

答弁については以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問、北岡議員。

○10番（北岡 泰） 公営住宅についてはという話になるんですが、孤独死1回ありますよね。改修して、40万円だったか投入したと思うんですけども、これ税金ですよ。保険をかけておいたら、保険のほうから出てくるというふうに僕は思うんですけども、自分たちの腹が痛まへんで税金で投入して回収するんやでいいんやじゃなくて、保険をかけておけば、そこの部分というのは対象になって、無駄な税をそこで払わなくてもいいような気がするんですが、そこら辺、ちょっと考え方の相違かなとは思いますが、ぜひ検討していただきたいと思います。

時間がありませんので、次行きます。

最後の質問です。

訪問型の産後支援「産後ドゥーラ」という家事支援ヘルパーアンドベビーシッター、両方の提供体制というのがあるそうでございますが、この体制整備を

求めたいと思います。

ドゥーラとは、キリシャ語で、他の女性に寄り添い支援する経験豊かな女性を指します。産前産後の女性を丸ごとサポートしようと、2012年に一般社団法人ドゥーラ協会が民間資格として立ち上がったのが産後ドゥーラです。

産後ドゥーラの主な活動は、家事や育児を中心とする訪問支援です。食事作りや掃除、洗濯、赤ちゃんのお世話など、幅広いサポートを提供、家事だけなら家事ヘルパー、育児だけならベビーシッターでも対応できますが、その両方を提供しながら、赤ちゃんのお世話に寄り添って支えるのが産後ドゥーラであり、孤立し、不安を抱えた産後間もない家庭への家事、育児の直接支援を行う自治体が増えていきます。

国においても、私ども公明党の提案で、政府は21年度補正予算に訪問支援員が子育て世帯などを訪れて、家事、育児支援を行う子育て世帯訪問支援臨時特例事業を盛り込みました。

この産後ドゥーラなどを派遣する自治体の事業について、国と自治体が訪問支援費や交通費などの補助を行い、子育て世帯がサービスを受けやすくしております。また、自治体独自に補助の加算もできるとのことですが、この産後ドゥーラという訪問型の子育て支援について、明和町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 明和町では、訪問型の子育て支援としまして、育児支援家庭訪問事業と産後ケア事業を実施しております。育児支援家庭訪問事業や産後ケア事業は、育児ストレス等の問題によって子育てに対しての不安や孤立感を抱える家庭や虐待予防の面からも支援が必要な家庭を対象に、育児や家事の援助を行っております。

周知方法としましては、母子健康手帳発行時や健診などお母さんと話しする機会を利用して、支援を必要とする家庭に対し、制度を紹介しております。また、直接支援を求める電話が入ることもあり、その際には事業を紹介しており

ます。

産後ドゥーラにつきましては、健康あゆみ課窓口チラシが置いてあり、問い合わせがあれば紹介することもあります。明和町を対象地区として活動できるスタッフには限りがあるような状況です。現時点では、先ほど申し上げました育児支援家庭訪問事業と産後ケア事業を実施することにより、支援の必要な親子に寄り添った事業を継続していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） しっかりと産後ドゥーラも周知をしていただきまして、お子さん、子育て等でお悩みのお母さん方にその情報が届くように、また、産後ドゥーラ周辺でどのくらいの数の事業所があるのかちょっと存じませんが、そこら辺の分かっているところがあれば、教えていただけるとありがたいです。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） この明和町で、松阪管内で、産後ドゥーラの事業をしている方は1人だけみえますということはつかんでおります。その方のチラシを明和町の窓口でも置いている次第です。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） お一人だけということであれば、もう本当に限りがあると思いますので、そこら辺の、明和町の方でないのであればなかなか手は出せないと思うんですけども、そういう事業者さんに対する支援もしっかりと検討していただけたらなというふうに思っております。

今期、これ最後の質問になりまして、しっかりといろんな事業、なかなか明和町では取り組めないところもあるかもしれませんが、一つ一つ丁寧に町民の皆様方のために取り組んでいただければなというふうに思ってお

りますし、また次回、機会がございましたら、しっかりとまたこの場に立ちま
して、様々な質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろし
くお願いします。

本日はありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で北岡泰議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちく
ださい。

9 番 綿民 和子 議員

○議長（伊豆 千夜子） 8番通告者は、綿民和子議員であります。

質問項目は、「住みやすいまちづくりについて」の1点であります。

綿民和子議員、登壇願います。

（9 番 綿民 和子議員 登壇）

○9番（綿民 和子） 改めまして、おはようございます。

議長より登壇のお許しをいただきましたので、住民の死亡に伴う行政手続に
関する町民サービスについて、幾つか質問させていただきます。以前にもこの
ような質問をされた方もおみえになりましたが、改めてお聞きいたします。

日本は、少子高齢化が進んでいます。少子高齢化に伴い、年間死亡者数は
年々増加傾向にあります。現在、死亡に伴う手続は、遺族の負担は大きなもの
ですが、今後、さらなる高齢化によって、配偶者が高齢となるケースや、世帯
構成や家族形態の変化により親族が遠方または疎遠になるケース等が増え、遺
族が行う死亡に関する手続の負担は一層大きくなるものと予想できます。

現在、他の市町村でもワンストップ窓口、窓口業務改善の取組として関心が
高まっています。ワンストップ窓口とは、お悔やみといった手続の際に窓口を

行き来する必要がなく、住民の皆様にとっては1つの窓口だけで手続が完結する分かりやすさなどから、満足度向上も期待されます。

ワンストップ窓口によるデメリットの一つは、窓口職員の負担が増加する場合があるといった点があるかと思いますが、町民さんの満足度向上、また自治体の業務効率化を実現できるため、8割の自治体が導入の必要性を感じているという調査結果も出ています。

ワンストップ窓口には、総合施設型、職員派遣型、スーパーマン型といった3つのタイプがあります。

まず、総合施設型は大規模な自治体で導入しやすい方法で、ワンフロアに関連窓口を統合する方法です。次に、職員派遣型は、窓口を一本化して、町民は動くことなく職員がローテーションで入れ替わり対応する方法です。スーパーマン型は、同じ職員が最初から最後まで全て対応する本来の意味での総合窓口です。私が取り組んでいただきたいのは、職員派遣型の町民さんが動くことなく職員がローテーションで入れ替わり対応していただく方法です。

では、身内の方が亡くなった際の手続について幾つか質問させていただきます。

身内の方が亡くなった際の手続は、申請書の種類も関係窓口も多く大変であり、手続の負担は心の負担にもなっていると思います。

まず、当町の死亡届の年間数をお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民和子議員の質問が終わりました。

これに対して、答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 綿民議員のほうから、死亡に伴う手続についてのご質問をいただきました。

この件につきましては、議員も申されましたが、以前にも他の議員の方からご質問をいただいております、これを受けまして、町といたしましては、分かりやすい「おくやみ手続のご案内」という冊子を作成して、手続のご負担を少しでも

も軽減できるように取組をしているところであります。

死亡届の件数につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 令和3年度の死亡届の年間件数でございますけれども、253件というふうな数でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） 年間253件という答弁いただきました。当然平均が出せるわけでもなく、多い月もあれば、全くゼロの月もあると思います。

では次に、死亡に伴う手続の申請書は何種類ありますかと、また、死亡に伴う申請手続の流れと対応時間はどれぐらいかかるのか、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 死亡に伴う手続は何種類ぐらいあるのかというところでございます。

人によって様々だとは思われますが、例えばご高齢の方が亡くなられた場合ですと、後期高齢者医療保険に関する関連手続、それから高齢者・重度心身障害者タクシー乗車券の返却、福祉医療助成に係る手続、障害者手帳の返却、介護保険の関連手続、その他に必要な応じて上下水道課の上水道や下水道に係る名義変更であるとか、税金に係る振替口座の変更などそういったものもあるかと思えます。

そういったものを含めると7種類ぐらいの手続が想定されると思えます。

その申請の手続の流れと対応時間についてでございますけれども、先ほどの例で考えますと、まず、死亡届の際にお渡しさせていただいている「おくやみ手続のご案内」という、そういう冊子をお配りさせているんですが、それに沿って、まず住民ほけん課の窓口で済ませることが出来ます手続ですね、後期高

齢者医療保険、それからタクシー乗車券、それから福祉医療に係る手続をまず行っていただいております。

次に、隣接する健康あゆみ課に係る障害者手帳であるとか介護保険の手続に関するようなものを済ませていただくと。その後、必要であれば残りの税務課や上下水道課に関するご案内させていただいて、それぞれの手続を行っていただくというような流れでございます。

最大、窓口は4つの課にまたがることとなりますけれども、実際は3つの窓口で済ませていただくような状態になっております。

手続の時間はおよそ1時間ほどになるのかなというふうに思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） 今何か課長からあれもこれもと言われて、何かすごい数があるんで。種類は亡くなられた方の状況によっていろいろ異なると思うのですが、何か聞いているだけですごい大変な申請をせないかんのやなという思いがありました。

提出の窓口もさっき課長何か言われましたですかね。4か所ぐらいあると言われたんですが、上下水道課に行くとしたら、歩くのにつらい方もあるとは思いますが、上下水道課とか税務課では少し距離がありますし。

では、他の市町村の中にはおくやみコーナーを設置して遺族の負担の軽減に取り組む事例が増えていると言われております。私も町のおくやみ手続のご案内を拝見いたしました。死亡届や葬儀後の手続など、遺族が高齢者や障がいのある方は役場の窓口で戸惑うことも多々あると思います。窓口で書類を書くのは大きな負担であり、ときには関係する担当課に行くのも実に煩雑です。

こうした手続のワンストップ、すなわち私がお願いしている窓口を1つにして、町民さんが動くことなく職員がローテーションで入れ替わり対応していただき、スピード化していただくこの方法はいかがでしょう。

まずそのお考えと、それから、また高齢者や障がいのある方に対しての対応は今どのようにされているのか、ちょっと2点お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 議員言われるように、死亡届の際にしていたかなければならない手続は、明和町の役場の中のものに限りましても結構ございまして、大変なご負担になっているものではないかというふうに思います。

現在、死亡に係る手続の際には、住民ほけん課のほうで丁寧に聞き取りをさせていただきまして、おくやみ手続のご案内というのがチェックシートになっておりますので、必要な手続のチェックをさせていただいてご案内をさせていただいているという形になっております。

隣接する健康あゆみ課と連携して、健康あゆみ課の職員が住民ほけん課の窓口に向いたり、住民ほけん課の職員が健康あゆみ課に向いたりといった形でのやり方で、死亡届の際に取扱いの多い公的年金であるとか、後期高齢者医療保険であるとか、福祉医療、介護保険、障害者福祉、そういったものの手続はほぼワンストップで済ますことができっております。

また、質問にございました手続に来られた方がご高齢であったり、障がいをお持ちの方についてはやっぱり移動がご不自由な場合には、例えば税務課の職員も住民ほけん課の窓口に来ていただいたりとか、上下水道課の職員が住民ほけん課の窓口に向いていただくといったことをして対応させていただいて、住民の方に移動していただく必要のないように配慮はさせていただいているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） 先ほどの課長が答弁いただいた中で、高齢者の方とか障がいのある方でできない場合は、やっぱり私がお願いしているみたいにワンストップで、窓口へ来ていただいて申請をしていただくということを今も現在や

っていただいているという状況なんですよ。

でしたら、今対応していただいているのであれば、これが町民さん全体にも私はしていただけることができないかなという思いで、今この質問をさせていただきます。

私も実際に志摩市の庁舎に出向いた際なんですけど、姉のご主人が亡くなられたということで施設で申請に行ってきました。

私、そのときに長い時間かかるんやろうな、あっち行け、こっちへ行けというふうに言われるんやろうなと思って行ったところ、それぞれの課に行くことなく担当課の職員が窓口まで来ていただいて、1か所で対応するという庁内連携してスムーズな対応をしていただきました。

ご遺族が死亡の手続を行う際の負担を軽くでき、窓口業務の時間も削減につながるのでしょうか、再度、1回町長のお考えお聞かせ願えますでしょうか。お考えお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 確かにおっしゃられているように全てのケースに対応することも可能かもしれないなというふうに思いますけれども、現在の明和町の役場のスペースとか、人員の体制であるとか、電算システムの運用などを考えた場合に、住民の負担軽減のための工夫も一定させていただいて、よりベターな対応をさせていただいているのではないかというふうに思っております。

もちろん不案内な方には、他の課の窓口まで職員が付き添わせていただいております、今後も丁寧にご案内をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） 役場で行う手続は数多くあります。遺族が高齢者の方で、

来庁されて幾つかの手續をしなくてはならないことは、私たち世代が考える以上に負担が大きいものではないでしょうか。

来庁日には、事前の電話予約で、どなたの死亡手續のために、遺族は誰が来るのかを事前に把握すれば、手續はスムーズになると思います。

遺族の方は身内の方を亡くされ、気を落とされているときに寄り添った対応をしていただければどれほど安心されることでしょうか。愛する方を亡くされた心の痛みは皆さん同じだと思います。町民に寄り添うこと、それが住民サービスにつながるのではないのでしょうか。

先進的な事例として、サポートする自治体の取組が注目を集めています。昨日の一般質問の中で高橋議員もおっしゃって見えましたが、松阪市では県内で初めて、独り暮らしで経済的に困窮し身寄りが無い高齢者を対象に、亡くなった後の諸手續などの相談を行う「エンディング窓口」を9月1日から開設されました。また、死後の事務を業者に委託した場合の費用の一部を補助する制度を設けられました。

当町においても、またお考えいただけますでしょうか。これは私の要望としておきます。どうか町民ファースト対応をよろしく願いいたしまして、次の質問にいきます。

高齢者率が今後さらに高まることが見込まれている、いわゆる2030年問題について質問いたします。

2030年に日本の人口の3分の1が65歳以上の高齢者になる超高齢化によって引き起こされる様々な問題、現在でも問題化されている少子化、高齢化、人口の減少、年金問題が今よりもさらに深刻化していると予想される問題であり、具体的にどのような社会環境の変化が起きるのか、また、そのことは社会保障、医療、福祉にどのような影響を及ぼすことになるのか、予想される明和町の将来像に対する町長の見解をお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 明和町に限らず全国で、今後、前期高齢者が

減少し、後期高齢者が増大すると予測されています。明和町におきましても、団塊の世代の方が75歳以上を迎える2025年問題を間近に、町内に必要な施設・居住系サービス事業所の整備について地域密着型サービスを中心に組み組んできました。

また、2030年問題として、高齢化率が上がる中で、介護給付費や医療給付費が急増することは間違いのないことではあります。それを支える若年層の暮らしが厳しくなり、経済が落ち込み、負の循環が発生することが予想されます。そうならないために、国が責任を持って対策を講じる必要があると考えております。

そうした中で、明和町としては介護給付費や医療給付費の抑制のための重要なことは健康寿命を伸ばすことであると考えています。引き続き、出前講座や介護予防教室、地域でのサロン活動の強化、認知症予防講演会の開催等に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） では、今現在65歳以上の方は何人おみえになりますか。

またあわせて、後期高齢者の方の人数もお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 令和4年8月時点で、65歳以上の高齢者は6,971人で高齢化率は30.4%となっております。また、75歳以上の後期高齢者は3,633人で後期高齢化率は15.8%となっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） では、これからまだ増加していくということだと思えます。

後期高齢者の人口が増加するという事は、長寿のまちであるとともに要介護の方々、また、現在コロナ禍の中自宅に閉じ籠もり人との交流がない中、認知症になる方々も大変多くなる、そういう可能性が高いということだと思います。また、そうしたリスクのある後期高齢者の独り暮らしや夫婦のみの世帯などが大多数を占めていくということにもなるわけです。

医療、介護のニーズとともに、日常的に何らかの生活支援ができる環境整備づくりが急務の課題だと思います。

では、明和町の現状として介護対象者は何人ぐらいおみえになりますか。施設へ入所されている方は何人ぐらいいますか、お示してください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 介護認定を受けている方は、令和4年7月時点で1,433名となっております。その中で施設入所されている方は213名となっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） では、現在町内には2つの特別養護老人ホームがあると私は認識しているのですが、入所を希望してもなかなか入所ができないというのが現状だと思います。特別養護老人ホームに入所できない方はどのような介護サービスを受けられているのですか、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 議員おっしゃられるとおり、明和町には2つの特別養護老人ホームがあります。現在待機者数は合計で265名です。ただし、入所待機している方は複数の施設に申込みをしている場合がありますので、重複している可能性も十分あります。

特別養護老人ホームの入所には、入所申込順ではなく、三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針により、本人の状況や介護の必要性、家族等介護者の

状況等を基に、施設の入所検討委員会を経て入所者を決定することとなっております。

特別養護老人ホームへ入所するまでの間ですけれども、短期入所サービス、通称ショートステイや通所介護サービス、通称デイサービス等の介護保険の居宅サービスを利用し入所を待ってみえる方や、中には特別養護老人ホームまでのつなぎとしてサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームを利用し、特別養護老人ホームが空き次第、入所される方などケースによって様々となっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） ありがとうございます。

今、課長に答弁いただいたのとちょっと重複することあるかと思いますが、先ほど答弁していただいた中で、入所までの間、ショートステイやデイサービスなどの居宅サービスを利用したり、また、中にはサービス付き高齢者住宅、有料老人ホームを利用して特別養護老人ホームが空き次第に入所される方もみえると、今答弁いただいたんですが、このような老人ホームに入居となると費用が高額で国民年金満額の方でも困難かと私は思います。

とはいえ、なかなか在宅となると、若い世代はお仕事があるので収入が得られず生活ができないということで、なかなか在宅ということにも難しいことだと思います。

そのため、在宅となると介護することも困難であり、家族の負担も大きくなるということで、こうした高齢者向けの住まいに入居できない方々、町としてはどのように対応されているのか、ちょっとその辺お聞かせ、先ほどの答弁と一緒になるかも分かりませんが、ちょっと答弁のほうお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 同じ答弁になるかもしれませんが、つなぎと

しましてサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームとかに一旦は入っていただく。また、デイサービス、ショートステイを使っただけ。そして、特別養護老人ホーム入所までにつなぎとしてそういうことを利用していただいていると考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） ありがとうございます。

年齢を重ね、安心して楽しい老後を送るためには健康であることが一番ですね。

私が最近強く感じるのは、高齢者が集まるサロンがあちこちに開設され、多くの皆さんがそこに参加して生き生きしているということです。住民が主体となって実施しているサロンでは、集まった一人一人が主役となって自分たちのサロンをつくっており、参加者の喜びや生きがい、社会参加の意欲を高めていると感じます。

先日、私の地元でも地域の高齢者が気軽に集まれて楽しめる憩いの場が欲しいという声が挙がりました。ボランティアの皆さんによる高齢者サロンを立ち上げてほしいという意向です。立ち上げに当たっては、サロンを継続的に実施していく場所が見つからず大変困っているということで、関係者と協議したところ、町内の会館を無償で貸していただけることになり、これからの実施につなげることになりました。地域に根差した協力体制、意識づくりが必要であると痛感しています。

ただ、主催していただく側からは、今後も継続していきたいが運営費捻出など事業の継続に不安も抱えているということです。

そこで、お伺いいたします。

こうしたサロン活動の拡大につながる支援の強化については、今後どのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 高齢者の介護予防には、趣味や特技を生かした活動や積極的な人づきあいなどの社会参加が有効だと言われていることから、体を動かす、仲間と集まって楽しい時間を過ごすことができるサロン活動の場をつくることは大切だと考えております。しかしながら、多くのサロン活動が新型コロナウイルス拡大に伴い自粛となり、効果的な支援ができておりません。

昨年度、各ボランティア団体や老人会等、サロン活動を展開している住民の方々に集まっていただき、身近な地域で誰もが気軽に集える場づくりについて協議を行いました。この協議において、コロナ禍でも活動を後押しできるような支援が必要とされていることが分かりましたので、今後は、サロン活動への訪問を行い、情報提供やコーディネート等、必要に応じた支援に努めたいと思います。

また、町内単位クラブが全国老人クラブ連合会の活動賞を受賞される等、コロナ禍にあってもできる活動を継続しているサロン活動がありますので、それらを広報することで、住民全体の活動を促進するよう努めていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） 現在高齢化に伴い、車の運転をやめ、買物や外出を控え、いわゆる閉じこもりがちで生活のはりが消失していくような方が、地域内でも年々増加しています。

こうした中、住み慣れた地域でできるだけ少しでも健康寿命を維持し、生き生きと楽しく気軽に仲間と過ごし、さらには地域の子どもたちも入り、老若男女の場、健康寿命を延ばすためにも皆さんが集う場所、笑ってしゃべってできる場、すなわちサロン開設が支援強化につながると思います。

薬を10錠飲むよりも心から笑ったほうがずっと効果があるはずといったこと

わざを見ました。笑って1日を過ごすことが健康につながります。誰もが安心して楽しく住みやすいまちづくりの実現をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で綿民和子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。50分までお願いします。

（午前 10時 36分）

（午前 10時 50分）

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番 奥山 幸洋 議員

○議長（伊豆 千夜子） 9番通告者は、奥山幸洋議員であります。

質問項目は、「まちづくり」の1点であります。

奥山幸洋議員、登壇願います。

（1 番 奥山 幸洋議員 登壇）

○1 番（奥山 幸洋） 議長より登壇の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をします。よろしく願いいたします。

まず初めに、令和4年度の予算を見たときに、町長さんの決意というか、意

気込みを感じさせていただきました。骨格予算ではなく通常予算を組まれたということで、また、加えてまちづくりをよりいっそう進める決意もされております。

私の質問もまちづくりです。期待をして質問をさせていただきます。

国史跡齋宮跡の整備につきましては、昭和57年（1982年）に齋王の森周辺で行われた掘立柱建物や井戸跡の遺構表示から始まり、平成元年（1989年）には齋宮歴史博物館、平成11年（1999年）にはいつきのみや歴史体験館、平成13年（2001年）には体験館横に齋宮歴史ロマン広場がオープンし、齋宮跡の10分の1の模型が完成しました。

平安の杜（史跡齋宮跡東部整備事業）の完成には、文化庁、齋宮跡調査研究指導委員会、三重県教育委員会、明和町、国史跡齋宮跡協議会の協議を経て完成をしました。この平安の杜（史跡齋宮跡東部整備事業）は平成22年3月の三重県生活・文化部計画書により進められました。

国史跡齋宮跡は明和町のまちづくりの核として進められていますが、史跡整備はまだまだこれから進めていかなければなりません。新しい整備を進めるには、平成8年3月三重県教育委員会と明和町教育委員会作成の史跡齋宮跡整備基本構想の見直しの取組が必要と考えます。着実に進めていただきたいと思います。お考えをお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山幸洋議員の質問が終わりました。

これに対して、答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 奥山議員のほうから、齋宮跡の整備基本構想の関係で質問いただきました。

議員仰せのとおり、史跡齋宮跡の整備につきましては、平成8年に三重県教育委員会と明和町教育委員会が策定した「史跡齋宮跡整備基本構想」に基づき整備のゾーン分けを行い、三重県によって進めていただいているところであります。この整備基本構想はこれまでの整備の基礎となっており、重要な計画であ

ると認識しております。

ただ、この整備基本構想につきましては策定から26年が経過していますので、町としては今後も計画的に史跡整備を進めていただくとともに、現状に即した形で、三重県に対して計画の改定の要望を行っていきたいと考えております。

また、史跡齋宮跡の全体計画である明和町策定の「史跡齋宮跡保存管理計画」、これは昭和55年に策定したものですけれども、こちらにつきましても見直しが必要と考えております。そして、計画の見直しにつきましては、三重県や地権者の方々、関係団体の皆様と協議もしながらつくっていきたいと考えているところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

今回は55年の計画の見直しも言われており、私も必要というふうに考えます。

それで、もう一点の質問をしてから、この町長さんのお考えのことについて再度質問させていただきたいと思っております。

次に、今後整備を進めるに当たっては、史跡土地の公有化と県で行われる史跡の実態解明のための学術的発掘調査が必要となります。そこで、このことについてお伺いします。

史跡全体の137.1haから見た公有化率、それと、公有化買上げ対象面積51.2haから見た公有化率、それから、方格地割120m区画の公有化率と発掘調査率がいずれも80%以上のところがあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の再質問に対する答弁、齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 議員から3つの点についてご質問い

ただいたかと思えます。1つずつ答えさせていただきたいと思えます。

令和3年度末現在、史跡の指定面積、全体ですね、137.1haに対します公有化率は、史跡全体から見て32.81%、約45haとなっております。

続いてのご質問です。公有化買上げ対象面積に対する公有化率ということです。公有化買上げ対象面積は約51.2ha、こちらから見ますと、令和3年度末の公有化率は77.24%、39.5haになります。

続いての質問、方格地割120m区画の公有化率と発掘調査率がいずれも80%以上のところというところがございますけれども、方格地割は幅15m道路で区切られた1辺約120mの区画が東西7列、南北4列ございます。1の区画の国有化率と発掘調査率がともに80%を超えているというところについては、3棟の今現在復元建物がございまして、さいくう平安の杜の柳原区画の1か所となります。以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

それでは、町長さんのご回答いただいたことにつきまして、もう少しお聞きしたいと思えます。

史跡齋宮跡は、実物大復元建物が平成27年に完成し、昭和45年度から始めた齋宮跡の発掘調査はおよそ50年以上経過しますが、発掘調査の状況は約17.04%です。全体が137.1haある中で齋宮の解明は三重県の発掘調査によりますが、あまりにも毎年の発掘調査面積が少なく、これまでも明和町長さんに三重県にお願いしていただくように本会議のこの場でもお願いをいたしておりました。

お願いしてもらって、状況が非常に進展しないということで、三重県の発掘調査の考え方を伺います。どのようなことになっておるか、お聞かせください。

それから、現在は博物館の南側において、史跡齋宮の解明のための史跡整備で調査が進められています。復元整備は三重県で行われますが、地元の方々と指定当時のこれは約束です。対話と違って約束をされておるんです。

ただ、史跡東部のうち中町裏地区の建物復元の史跡整備について取り組んでいただきたいと思っております。

中町裏地区は11.9haあり、史跡齋宮跡の指定当時は第2種地区とされ、その後、発掘調査の成果を見て、第1種保存地区にするか、第3種保存地区にするか検討された重要な遺構のある地区です。

平成元年に文化庁から第1種保存地区に格上げすることが提示され、住民との協議を経て15年3月に第1種保存地区への格上げを見直しに地元の合意を得ました。15年かかりました、この見直しで。

以後、中町裏の史跡整備は令和3年末までには公有化率は買上げ対象52.1haに対して77.24%、約8割近くを公有化達成しているところですが、現状では公有化のみしか史跡整備の進捗が見られないということで、住民から、あの見直しは何だったんだと、中町裏地区は整備から取り残されているなどの地権者の声が多く出ています。また、早くから方格地割の区画全体の15m道路だけの整備も言われております。

齋宮跡協議会のほうからも齋宮跡の周遊コースとして、齋宮歴史博物館を出て滞留型の2時間コースとして平安の杜西側の区画があります。これ15mの道路ですね。この道路の復元整備も言われております。

これらのような考え方がありますが、このようなことを考える中で、町長さんの考えをお聞かせ願えたらお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 中町地区の関係につきましては、平成29年に齋宮歴史博物館が策定した「史跡齋宮跡発掘調査基本方針」でも重点的な調査対象地域の一つになっておりますが、現在は竹川の初期齋宮を中心に調査が実施されております。

初期齋宮の調査につきましては、ご存じのとおり大きな成果も出しつつあり、今後は公有地化の進んできた中町地区の発掘調査も進めていただきたいと思いますというふうに考えております。

三重県のほうでいろいろ計画をして発掘調査を進めていただいております関係ですけれども、なかなか調査率が上がっていないということですので、今後につきましても、県のほうに発掘を進めていただくような要望はさせていただきたいというふうに思います。

また、中町地区の整備の関係につきましては、当初復元建物もあちらのほうにという話もあったということで聞かせていただいておりますけれども、現実的には今の場所になったということで、今後中町地区をどうしていくかという部分につきましては、今後改定を県に要望していきます整備基本構想の中で位置づけをしていただくとともに要望していきたいというふうに思っております。

今現在は建物という形ではなっておりませんが、花壇をつくったりとか、それとか排水路のほうでポケットパークみたいな形で整備をする形しかできておりませんが、当初の中のあるところは整備地区になっておることですので、整備となりますと県のほうとどうしても協議が必要となりますので、そこら辺県との協議を進めて、計画の改定に向けて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

ひとつ、発掘調査につきましては、引き続き町長さんのほうから強い要望をしていただきたいと思います。

それと、先ほどあった中町裏の整備ですけれども、今のところにあったということにつきましては、過去の経緯がございまして、一番最初に外院という、

中町裏、別の区画があります。その区画を一旦話合いの中で決めました。10年おきに整備をしてもらっておるということで、外院と当時言うておったんですけども、そこではあまりにも10年に1回やで、もう一遍検討し直そうやないかと。西場先生のお話もあったんですけども、そういう中で再協議をしました。

それで、今の平安の杜の位置に整備をしたということで、申し上げたいのは、地元の方は中町裏の整備をしていただきたい。トータル的な県の考え方は、その中の範囲やと言われるんですけども、地権者の人との、私が言いたいのは約束です、話合い。当時指定も約束です、約束をしたんです。そのところの整備をお願いしたいということで、地元の方は中町裏の区画を整備していただきたい。区画が違うんです。三重県が言うのは大きな範囲を言ってみえるんです。

区画が違うので、当初の外院のところの区画をお願いしたいということで地権者の方は当時約束をしたということで、この約束は時代がたっても、何年たっても守ってもらわないといけません。そういうことで、地権者の方は言われております。そういうことでご了解ください。

それから、もう一点お聞きするのを忘れたんですが、これは課長さんにですが、この整備を進めていこうと思いますと、やはり計画的な町の買上げ、こういう場合に動いてもらわないかんとします。

今後、これから動いていただくようなことを考えていただきたいと思うんですけども、この計画的な公有化の考え方について答弁をお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の再質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 公有化の買上げの計画ということでですけども、こちらにつきましては、昭和55年3月に策定されました「史跡斎宮跡保存管理計画」によって、町のほうで公有化につきましては役割分担ということで、国または県の補助を受けて史跡の公有化を行うということで取決めがなされております。

こちらの公有化をする区分ですけれども、こちらのほうは何回か見直しがされて、今現在平成15年に見直しがされました土地利用区分の見直しによって、第1種、第2種を全て買うということで、こちらのほうは動いております。

先ほどの質問でもありましたように、今公有化率というのが77.24%、買上げ対象面積に対しては大体8割近く進んでおります。この先もまたこちらのほうが全て買上げできるように、こちらのほうも取り組んでいきたいと思っております。

ただ、国とか県の補助を受けてということですので、やはりそちらの財源のこともございます。こちらのほうも十分に予算措置のほうも要望していきながら、計画的に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

ぜひともそのような考え方で進めていただくようお願いしたいと思います。

最後に、今後中町裏の史跡整備のための公有化も明和町で進めていただき、三重県による発掘調査もしていただき、史跡整備について令和8年に作成されました史跡斎宮跡整備基本構想、55年も含みますが、見直しを文化庁、三重県、明和町、斎宮跡協議会、関係機関と協議を行っていただき、今後の方向性を検討いただいて、史跡整備復元を平安の杜から10年後の2025年には、大変ですけれども、できるようなスケジュールで考えていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、次の質問に移ります。

次は、スーパーシティ構想についてであります。

三重県広域スーパーシティ構想の実現に向けた再提案、三重県の中南勢に位置する多気町、大台町、明和町、度会町、大紀町、紀北町の6町は、スーパーシティ構想により、少子高齢化などの様々な地域課題の解決に向け、行政区域の枠を超えた広域連携による生活者中心の新たな地方創生への挑戦を進めてお

ります。

令和3年4月16日に、多気町、大台町、明和町、度会町、大紀町、紀北町の6町は国にスーパーシティ構想の提案を提出しました。本エリア外にも各地から31団体が応募されたそうです。

各地からの申請を受け、8月6日に行われた国の専門委員会において出された結論として、全ての団体に対して再提案が求められました。これを受けて6町では改めて地域にとって必要となる施策であるかも含めて検討を重ね、再提案に向けて準備を進められました。10月15日に国に対して改めて再提案をしたということで報告されております。

取組にはいろんなコンセプトがあります。総論的ではなく具体的に明和町の取組をお伺いします。

また、町全体への周知もされると思いますが、非常に片仮名が多いので、読本的に分かりやすいような形でPRもしていただけたらありがたいというふうに思っております。

以上でご答弁をお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ご質問いただきましたスーパーシティ構想につきましては、昨年4月以降、採択に向けて取組を進めてきました。しかし、昨年末頃から規制改革を伴うスーパーシティ構想も含めて、より幅広い意味で取組を進める「デジタル田園都市国家構想」というのが打ち出されております。

この地域においても、この構想を活用しつつどのような取組が効果的であるか、構成市町や関係企業とも協議を進めてきたところがございます。

ご質問いただいた具体的な町の取組の一つとしては、まず1つは、デジタル地域通貨の導入であります。こちらは全国的にも拡大しつつありますが、スマートフォン1つで地域で利用できる地域通貨を導入することにより、地域内の経済循環が生まれ、経済の活性化を目指しているものであります。ポイント

配付や行政からの給付事業などにも活用が期待されているところでございます。

今後、これにつきましては商工会をはじめ関係機関と連携して進めていきたいと考えております。

もう一点は観光ポータル開発でありまして、いわゆる位置情報でもありますGPSと言われる情報を活用いたしまして、地域の情報をリアルタイムで提供するシステムを開発しております。

地域住民の皆さんのほか、例えば観光客などでも防災・防犯、医療などの様々な情報を享受することができ、観光客には推奨する観光ルートをお示したり、混雑情報、あるいはイベント情報などの必要な情報をデジタル観光マップとして提供するといったものでございます。

そのほかにも健康づくりや交通に関するモビリティサービスの連携、デジタル技術を活用した産業振興・地域活性化など様々な事業にチャレンジしていきたいと考えております。

また、最後にご質問いただきましたとおり、こういった新しい取組はどうしても英語または片仮名表記が多い傾向にありますが、より多くの皆様に少しでもご理解いただくために、周知の際には専門用語の解説や説明を記載するなど、併せて検討を進めていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） このことについては、次の質問の後にもう一度質問させていただきます。

次に、道の駅誘致について、総合計画でも町の活性化のため、商業施設、店舗等の誘致に取り組むこととし、道の駅などの拠点づくりに併せた誘致も推進するとうたわれております。

現在、調査中とお聞きしておりますが、誘致が待たれるところですが、今後についてお伺いをいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問が終わりました。答弁願います。まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） この道の駅構想につきましては、令和3年3月に整備に関する調査結果がまとまりまして、国道23号線沿いの大型商業施設周辺での整備について、可能性が十分あるといった見解が示されております。民間企業との連携した町単独での整備を当初は検討しておりました。

しかしコロナウイルス感染症などの影響もあり、民間企業の進出意欲も低下していることから、関係機関などとも協議をしておりましたけれども、やはり国道23号線から直接タッチすることが望ましいのではないのかといった意見もあり、国とも連携して整備をする一体型での整備を主眼に置いて、今検討しております。

現在、国のほうで整備の可能性などを調査中でございますので、この結果が分かり次第、改めて検討させていただくこととしております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

ぜひにとも実現に向けて進めていただきたいと思います。

ということで、デジタル通貨、観光ポータルGPSですか、ここら辺のところも実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

特に私が思っておりますのは、中でもお聞きしたいのは、令和3年6月4日夕刊三重に記載されましたスーパーシティエリア活性化へということで、明和町は空港整備を発表されました。この構想はプライベートジェットや空飛ぶ車、離発着できるものとしては県内初の空港民間誘致で整備構想をということで、委員会で議会に説明がありました。

スーパーシティ構想は、人口減少社会で地域がテクノロジーによって解決しようとする試みです。

今回、スーパーシティ構想の複数分野の中でもモビリティサービスのインフラ整備として海岸エリア全長1.8km、幅70m、場外離発着場の整備、また単なる空港整備だけではなく、空飛ぶ車の燃料電池生産拠点やIT企業の誘致にも相乗効果があるということで、大きく報道されました。

この計画は、私はぜひとも軌道に乗せていただきたいなと思うんですが、どのような状況になっておるのか、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ご質問いただきましたプライベートジェット空港並びに空飛ぶ車の離発着場、恐らくご指摘のとおり、昨年6月の委員会でお示しする中で、夕刊三重さんにたしか掲載をさせていただいたというふうに覚えております。

その後の進捗でございますけれども、まずプライベートジェット空港、あくまで構想で、場所も特定をしないまま記載していただいたんですが、まず企業さんがどこまでこのプライベートジェットの需要があるかといった予測もしている部分がございます。

それともう一点、やはり航空法はじめ様々な規制緩和がどの程度までできるのか、航空法以外にも明和町内へ発着場を造る際には関連する法令がございますので、そのあたりの整理を進めておりました。

その中で、少し状況が変わってきましたのが、やはり現実的に、まず直近では空飛ぶ車のほうを優先すべきではないか。県なり他の市町の動きもあったんですけれども、2025年の大阪万博でいわゆる民間企業さん、連合企業なんですけれども、進出したり、実際に実証をしたりというふうな、国なり全国的な動きもございます。

この中で、やはりセントレアを含めて明和町を舞台にして、まず空飛ぶ車の実証実験の場があるのではないかとということで、少しシフトして現在町も関係企業とも調整を進めております。

具体的にどこにとか、いつ頃整備をすとかいったことはまだ定まっております。

ませんし、やはりこれも民間企業の資金、あるいは技術を活用して整備する方法でございますので、こちらについては引き続き検討を進めていきたいというふうに考えております。

プライベートジェット空港につきましても、なくなったというわけじゃなしに、引き続き検討は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

三重県広域連携スーパーシティ構想を契機として、デジタル田園都市創生プロジェクトとしてスーパーシティ構想に関する新規事業のほか、企業支援、交流人口増加に向けた取組やサテライトオフィス機能を含めた、今インキュベーションセンターの立ち上げにも取組をされております。

この取組は、私は将来の明和町に、今齋宮跡と言っていますが、将来核になる取組やというふうに私は思っておりますので、ぜひとも実現させるような取組で進めていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

次に、明和中央線についてご質問いたします。

明和中央線の機能交換と近鉄山田線の停滞につきましては、2020年の第1回定例会で質問しております。

それから、明和中央線と近鉄山田線、齋宮12号踏切の立体化について、歩道も含めた都市マスタープランに計画されています。山田線と明和中央線は平面交差でスムーズな交通の流れを阻害しております。

朝のラッシュ時には停滞の発生がある。歩道がなく車の通行により歩行者、自転車の安全性が低下している。また、緊急時の輸送機能が確保できない。また、近鉄踏切遮断機では1日に148本の電車、トータルで遮断機の待ち時間は3時間40分となります。

伊勢市は平成3年から平成24年の22年かけて、伊勢南北線道路事業で延長

2,448mを3区間に分けて、総事業費113億円をかけて近鉄線はアンダーボックスへ40mの事業で58億円、JRは高架橋で369.8m、事業費は43億円で、宮川インター550m、事業費は12億円で工事を一部伊勢市で県と道路を機能交換して事業を進められております。

明和町の、今までもお聞きしているわけですが、中央線の、ほかにもあると思いますが、機能交換は県とどこまで進められたのか、お伺いをします。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 県道との機能交換の事務の進捗状況についてお答えいたします。

県道との機能交換は、令和2年3月19日付で明和町内における県道及び町道の相互移管に関する覚書を締結いたしました。おおむね5年で県道大淀東黒部松阪線の一部1,573mと町道大淀港・大霜線の一部636mを令和2年に交換が完了しております。

今後につきましては、令和5年度に県道大淀港斎明線の全体4,559mと明和中央線の一部4,263mを交換する予定です。ただし、現在行部地内で歩道整備完了後となっております。現在の状況は計画どおり進む予定でございます。

次に、令和6年度に県道田丸停車場斎明線の一部1,500mと明和中央線の一部1,367mを交換予定です。ただし、現在施工中の竹神社前の交差点工事完了後となります。この工事も、現在状況は計画どおり進む予定でございます。

同じく令和6年度に県道南藤原竹川線の全部4,995mと通称広域圏道路の一部5,280mを交換予定です。これも現在施工中の須田地内での道路改良工事完了後となっております。

交換の延長の合計は、町道となる県道が1万2,627mで、県道となる町道が1万1,546mとなります。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

特に中央線に限ってお聞かせいただきたいわけですが、令和5年に4,263m、令和6年に1,360m、先ほどお聞きしたように思います。

それで、要は私のお聞きしたいのは、非常に大変な話になるわけですが、あそこの非常に安全・安心を確保したいということで、中央線のところをやっていく。

あの踏切のところは、これはちょっと図面がないので分からないのですが、令和5年のところに入っておるのでしょうか、令和6年のところに入っておるのでしょうか、どちらなのでしょう、教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の再質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） これは令和5年のほうに入っております。令和5年のほうは勝見の交差点から納願寺を超えた交差点までの間が交換対象となっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） それで、特にこの私の質問は中央線のその部分に限ってというか、的を絞ってお聞きしたわけですが、この機能交換されるときに覚書を交わされていると思うんですけども、今まで中央線で側溝なり、歩道なり、拡幅なりの町側の計画があったと思います。マスタープランの計画にも関係するわけですが、こういうふうなものは移管したときにどのような約束になるのか、それもちょっと聞かせてください。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の再質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 現在、それぞれの道路管理者が抱えておる計画、例えば明和町でいきますと社会資本整備総合計画の5年間の計画など計画に出されておる計画を一応完了してからの交換、県ですと竹神社前の改良工事等にな

ると思いますけれども、それが完了後交換見込みという形になっておりますので、そのような明確になっておる工事については完了後交換するというふうになっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

そうしますと、終わってからということですので、県道に移管されてからということになると、町道が取組よりも早くいろんな道路関係の工事に取り組んでいただけるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の再質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 基本的には県道になりますので、県の考え方という形で、県は県で道路整備の方針というのを県全体で打ち出されておりますので、今度県道になったときにどのように、ネットワーク上必要であるということ交換となったわけですので、それをどう道路ネットワークとして補強していくのかというのは今後県が考えていただくことになると思いますので、それに対しては、いろんなところで、今現在の県道もそうですけれども、要望していく形となろうかと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

町もよくなることを目的として機能交換をするわけですので、私がここでお願いしたいのは、中央線の近鉄の踏切の交差の改善ですね、あと歩道、あと拡幅、信号なんかの要望もたくさんありますので、そこら辺のところはきちっと向こうへなるときに、県の計画にもなりますけれども、町の強い要望としてお願いしていただきたいと思います。

それから、次に、県道37号線は三重県道530号田丸停車場斎明線交差点付近から有爾中交差点まで交通停滞をしばしば起こしております。伊勢側、松阪側の拡幅が言われておりましたが、私の聞くところによると、明和区間は拡幅をしないというふうなことで、伊勢市側はもう早くに櫛田橋の4車線化の工事もなされたと。宮川の橋も4車線工事がなされたと。明和区間だけしないとはそんなばかな話が私の耳に入ってきたわけですが、このことはどのような県の考え方になっておるのか、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 県道37号線鳥羽松阪線の渋滞対策として、道路拡幅等についてお答えさせていただきたいと思います。

県の場合、道路を整備するには2つの大きな計画がございます。今回質問にある道路渋滞などは、交通機能としての役割ですから、三重県の道路整備方針で示す県道管理道路の整備による道路整備計画となります。

ここで、渋滞の定義でございますが、これにつきましては国家公安委員会から道路情報の提供に関する指針により、渋滞は平均時速10km以下の場合に渋滞という表現をされます。20km以下の場合には混雑と表現されます。現在の状況を実測とカーナビ等で確認したところ、平日の夕方頃一番遅い時期に時速17.4km、休日の正午頃が一番遅く時速14.5kmとなり、ともに混雑状態であることは分かります。しかしながら、渋滞の傾向にあるのは把握しております。

三重県に確認したところ、中南勢圏域マスタープラン明和都市計画では主要な道路として配置されております。幹線道路の機能を維持しつつ、機能強化に向けて必要な整備を進めるとなっております。拡幅しない等の記載は確認できませんでしたので、このような状況となっております。

なお、県道鳥羽松阪線の有爾中交差点につきましては、1度右折レーンの設置工事を行いました。朝夕の混雑状態が顕著であるため、町としても平成29年度より再度要望を行って、解消をしていただくようお願いしております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

私のごく1つの例として37号線の車の停滞、これは伊勢向きなんですけど、平日でも現実そうなんですけれども、その渋滞緩和という意味もありますけれども、大きくは県の計画の中で、伊勢からずっと松阪を通して拡幅をするというそういう県の計画があって、全部広げるという計画がある中で、明和町のところだけ拡幅が考えられていないというふうな話を聞きました。

そのようなことは、さっきないと言われたんですけども、全体のそんな計画はないんですか。それだけ確認させてください。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の再質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 県に拡幅しないというような文言の計画は県道鳥羽松阪線に関して記載がないということですので、先ほど紹介しましたけれども、幹線道路となっておりますので、機能を維持しつつということで、機能強化に向けて必要な整備を行うということですので、その辺が顕著になればそういった可能性も全くゼロではないという意味で私は受け取っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、自主防災組織についてお伺いします。

自主防災組織については、総合計画で年月の経過とともに町内での災害への危機感は徐々に薄らいでいっており、いま一度防災の日常化を進める中で、地域全体の防災・減災力の強化を図る必要があると思います。

自らの身の安全は自らが守る自助の周知徹底や共助に当たる自治会や自主防災組織による自主防災活動のさらなる充実、強化が重要とされています。

そこで、町内全体で自主防災組織がどれだけ設立されているのか、未設置の自治会への取組はどのようになされているのか、お伺いします。また、自助と、特に共助の取組の連携が重要となりますが、今後どのような計画をされているのか、お伺いをします。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） ご質問いただきました自主防災組織について答弁をさせていただきます。

令和4年4月1日現在で、町内で57の自主防災組織が結成されております。これは全自治会数のおおよそ6割に相当する数となっております。そして、未設置自治会に対する自主防災組織の結成促進につなげる取組につきましては、各自治会に対して自主防災組織の必要性や自主防災組織発足時に必要な防災資機材の取得費用に対する助成制度の活用について周知啓発を行っております。なお、現在1自治会において自主防災組織発足に向けた相談を受けている状況でございます。

また、既存の自主防災組織の強化につきましても、整備済みの資機材の修繕や追加配備に係る費用助成制度の活用について周知を行っておりまして、現在複数の自治会から相談を寄せられている状況でございます。

今後につきましても、自助に関しましては、各家庭の非常時持ち出し品の整備、それから発災時に安全に避難するためのハザードマップや避難経路の確認などを、共助に関しましては、自主防災組織の必要性や助成制度の活用についてさらなる周知啓発を図るとともに、組織のリーダー向け研修の参加や防災士等の資格取得の呼びかけなどを行い、自助、共助の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

今後も、57件、6割ということで、まだまだあと4割、100%に向かって充実をさせていただきたいと思います。

次に、防災・防犯対策補助事業で消火栓格納庫が設置されています。中の機材はホース3本、管そう1基、消火栓開閉器具1基が収納されています。その中のホース3本が、平成25年11月15日消防予第442号で、消防用のホース等の通達通知で型式適合検定に合格したものを使用することとあり、自主防災組織にも適用されます。

適合合格でない物は火災の予防もしくは警戒、消火または人命の救助などのために重大な支障が生ずるおそれがあるとなっております。結局年月がたつと水漏れを非常に起こすということで、いざというときに役に立たないということになるわけなんです。平成26年4月1日以降の適合機種に移行されるとあります。

消防ホースは自治会で購入されています。心配されますのは、安価なホースを購入されていますと、いざというときに先ほど申し上げた役に立たないということが予想されます。これは非常に重大なことです。

自主防災組織に対して、訓練も兼ねて放水点検をするように周知する必要があると考えますが、周知の取組についてお伺いをいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 奥山議員が申されましたとおり、消防用ホースにつきましては、型式適合点検に合格したものである旨の表示または自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合する物である旨の表示がされているものでない場合、使用した際に破損や破裂等の危険性があるとされております。

そして、これらのホースでなければ、販売し、または販売の目的で陳列をしてはならないこととされております。このことから、町といたしましては、自治会や自主防災組織が消火栓ホースを購入する際には、型式適合点検に合格し

たものである旨の表示または自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示がされているものを購入するよう啓発をしてみたいと思います。

放水点検につきましては、格納庫収納品の取扱訓練のほか、ホースの破損等の発見につなげることができることから、定期的な点検を実施していただくよう自主防災組織等へ周知をしてみたいと思います。

なお、消防団に対しまして、自主防災組織等が放水点検等を実施する際にはホース等の取扱いの教示や機械器具点検に協力するように引き続き要請をしてみたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

ぜひとも消防団、自主防災組織について点検をしていただくような指導をしていただくということですので、よろしく願いいたします。

それと、建設課のほうで質問いたしました中央線と近鉄踏切の平面交差で交通停滞を起こしておるということについて、1つ提案なんですけれども、私が今思っておりますのは、近鉄線を挟んで北と南に分けて南にもやはり、道路の改良もあるんですけれども、やっぱり人の命は1分1秒、財産、火災になりますと3分以内に初期消火をしないと家が全焼すると言われております。

そのようなことで、安心・安全がかかっていくという考え方から、南側にもう一つ、北と南やったら南分署みたいな形で消防署を設置するというふうな考え方をお聞きしたいわけですが、人口的に見ますと斎宮と明星で全体の大体61%の住民が住んでみえるわけです。

それだけの人口があるわけですので、何ぞのときには非常にみんなに安心・安全が提供できないということになりますので、消防署を2つ造るというふうな考え方をお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 消防車や救急車などの緊急車両が出動した際に、現場へ早期に到着することは非常に大切なことでございます。

救急車については、安全にいち早く現場に到着することで、けがや急病に苦しむ患者に応急処置ができ、救急病院への搬送時間の短縮、または救命率の向上や負傷程度の軽減等につながってまいります。また、消防車については、火災現場に到着して早期に消火活動に着手するため、火災の鎮圧まで時間が短縮できる効果があります。このような現場到着時間の短縮は、逃げ遅れた人がいる場合に、より効果が高いものと考えております。

そのことから、近鉄山田線の南側に明和消防署の分署を設置することが可能かどうか、その可能性を探るために松阪地区広域消防組合本部と事務レベルで協議を行いました。その際に、松阪地区広域消防組合から示された課題として、主に人員確保と施設整備の課題が挙げられました。

人員確保については、明和消防署としておおよそ10名程度の増員が必要であること、それから、施設規模については事務所をはじめ司令台設備や救急滅菌庫、仮眠室など規模は小さくなるものの明和消防署と同じような整備が必要となっておりまして、これらのことから、財政面の負担もかなり大きくなることから、クリアすべき課題が多いということでもございました。

その中で、松阪地区広域消防組合から取り寄せた令和2年分の救急車になりますが、出動回数などのデータを見ると、近鉄山田線の北側への出動が全体の61.5%、南側が38.5%となっています。また、平均到着時間につきましては、北側が約6分、南側が約7分と1分の差でもございました。このことから、車両体制の充実を図れば、現在の消防署1か所で問題がないかとの判断をしているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

引き続き、やっぱり安心・安全を図っていくには、予算のことを言うと金がないと言うたら初めからできないというのと一緒のことですので、いろんな方法を探っていかなあかんと思います。

そういう形の中で、今後もやっぱり住民の安心・安全を図る上でいろいろと検討を進めていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で奥山幸洋議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 11時 46分）
